平成２１年（フ）第３２１４号
札幌市西区福井１丁目20番39号
債務者　渡邊　貞夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１号
長野県小諸市南町２丁目４番10号　キャッスルヨシカワ201
債務者　依田　敏秋
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長野地方裁判所佐久支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１０９７号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―411号
債務者　永井　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０７号
札幌市北区新琴似６条３丁目２番12号　新和荘102号
債務者　石田るみ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１７号
北海道北広島市西の里東２丁目２番地２
債務者　江尻　一洋
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７４号
札幌市東区本町１条４丁目７番25号　第２広栄ハイツ102号
債務者　吉田　一成
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００４号
北海道恵庭市恵み野北７丁目16番10
債務者　安江　　尊
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００５号
北海道恵庭市恵み野北７丁目16番10
債務者　安江　和恵
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９４号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目５番１―201号
債務者　村杉　　孝
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９５号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目５番１―201号
債務者　ムラスギ　エルマ　ガルシア
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３２号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目５番25号　コーポファミリア202号
債務者　千葉　良雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３３号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目５番25号　コーポファミリア202号
債務者　千葉とし子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５４号
札幌市東区東雁来６条１丁目３番５号
債務者　矢田　修一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３１６号
札幌市北区篠路４条７丁目４番11号　トーシンコーポ篠路401号
債務者　原田　高志
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２３号
札幌市東区北８条東19丁目１番31号　８条ハイツ202号
債務者　眞田　孝志
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３９号
札幌市南区石山１条７丁目７番２号　株式会社ＭＩＧ
債務者　澤口　雄大
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５７号
北海道千歳市弥生２丁目２番18―75号
債務者　鹿野　幸祐
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部